

ロスカット口座に関する説明書

本説明書は、松井証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が取扱う先物・オプション取引口座においてロスカット口座の開設に際し、あらかじめご理解いただきたい事項を説明するものです。お客様におかれましては、本説明書記載の内容を十分にご理解いただき、記載事項に同意のうえ、ロスカット口座をご利用ください。

1. ロスカット口座とは

当社において行う先物・オプション取引では、お客様の申し出によりロスカットルールを適用するロスカット口座の開設を行うことができます。

ロスカット口座では、当社が指定する範囲内でお客様任意のロスカットラインの設定が可能です。相場の変動により、お預かりしている証拠金額がロスカットラインを下回った場合、発注済の注文がなければ、自動的にロスカット注文（保有する全建玉の反対売買注文）を発注します。

なお、ロスカット注文により発生した損失についてはお客様の負担となります。

2. ロスカット口座の利用の申込、および利用中止の申出

- (1) お客様がロスカット口座の利用を申し込む場合、当社所定の画面において必要事項を確認のうえ、口座開設の申込を行うものとします。
- (2) お客様からの利用の申込を当社が承認した場合、お客様または当社から利用中止の申出があるまで有効とします。
- (3) お客様がロスカット口座の利用を中止する場合、当社所定の画面において申出を行うものとします。
- (4) 前項の申出に基づき、当社はロスカット口座の閉鎖手続きを行うものとします。

3. 対象商品

次の商品がロスカット口座の対象となります。

日経225先物

日経225mini

TOPIX先物

ミニTOPIX先物

JPX日経インデックス400先物

日経225オプション

※ ロスカット口座開設後は、東証マザーズ指数先物およびNYダウ先物の新規建注文は発

注できません。開設時に保有していた東証マザーズ指数先物およびNYダウ先物の建玉は、開設後も返済することができ、ロスカットルールの対象となります。

4. 用語の定義

- **リアルタイム維持証拠金余力**

先物・オプション口座に受入れている現金と有価証券の代用評価額を合算した証拠金の総額をリアルタイムの時価を用いて評価した余力です。証拠金としてお預かりしている現金残高に、当社所定の監視間隔毎にリアルタイムで評価した保有有価証券の代用評価額、先物評価損益、ネット・オプション価値総額、および翌営業日に受渡予定の現金の増減を加味して計算します。

- **現金残高**

証拠金のうち現金でお預かりしている金額を表示します。当日の約定による増減、および「発注済」の注文が約定した場合の現金の増減は加味しません。

- **リアルタイム代用評価額**

先物・オプション口座でお預かりしている有価証券の代用評価額(現金換算の証拠金)です。「リアルタイムの時価×保有数量×評価掛目(原則70%)」で計算します。リアルタイムの時価は、主市場の取引時間中においては、当社が投資情報配信会社から受信した主市場における直近の約定値段(特別気配または連続約定気配が表示されている場合にはその特別気配または連続約定気配。以下、本項において「約定値段等」という。)となります。主市場の取引時間外、および取引時間中であっても約定値段等を受信していない場合においては、終値または基準値段となります。なお、保有数量に変更が生じる株式分割や株式併合等が行われる場合、株式分割の権利付最終日や株式併合の併合前取引最終日の夜間立会から権利落ち後の初値がつくまでの間は、権利処理を加味した調整後の単価および数量を用いて計算します。

- **リアルタイム先物評価損益**

リアルタイムの時価で評価した建玉ごとの評価損益を合計した値です。リアルタイムの時価は当社が直前に投資情報配信会社から受信した約定値段、当日(前営業日に開始された夜間立会以降当日の日中立会まで)の約定がない場合は清算価格となります。当日約定分を加味して計算します。

- **リアルタイムネット・オプション価値総額**

リアルタイムの時価で計算した「買いオプションの価値の総額－売りオプションの価値の総額」で求められるオプションの清算価値を表示します。リアルタイムの時価は当社

が直前に投資情報配信会社から受信した約定値段、当日（前営業日に開始された夜間立会以降当日の日中立会まで）の約定がない場合は清算価格となります。なお、最終売買日（SQ日の前営業日。以下、同じ。）を過ぎて未決済である建玉は、最終売買日の清算価格で計算します。

● ロスカットライン

ロスカット審査の基準となる水準です。ロスカット口座開設時点では、当社が定める基準による標準ロスカットラインで設定されています。

ロスカットラインは、リアルタイム維持証拠金余力の範囲内でお客様ご自身の任意の金額に変更することができます。標準ロスカットラインより低い金額に設定することはできません。

● 標準ロスカットライン

「当社SPAN証拠金額×当社掛目×ロスカット設定率」または「必要証拠金額×ロスカット設定率」のうち金額の少ない数値が採用されます。WEBページでご確認ください。ロスカット設定率は30%以下で当社が定める値となります。

5. ロスカットルール

取引時間中、当社が定める一定時間ごとに、証拠金余力の審査を行います。審査の結果、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っていると判定された場合、発注済の注文がある場合には、これを取り消します。発注済の注文がない場合は、ロスカット注文を発注します。注文の発注・取消処理は当社が設定した順序で行います。

6. ロスカット注文

ロスカット注文はお客様が保有するすべての建玉の反対売買を成行で発注します。

成行注文は取引所が受付するFAK(Fill And Kill、残数量取消条件)で発注するため、対応する注文が無い等の理由で即座に約定が成立しない数量がある場合、当該残数量部分の注文は失効します。

また、取引所の規則で即時約定可能値幅が設定されているため、注文の一部または全部が即時約定可能値幅の範囲外になって約定しない場合があります。約定しない場合には、残数量部分の注文は自動的に失効します。

ロスカット注文は取り消すことができますが、ロスカット注文は、5. ロスカットルールにおいて定める条件が整った場合すぐに市場へ発注されるため、取り消しが間に合わない場合があります。

7. 注意事項

ロスカット口座のご利用にあたり、以下の事項にご注意ください。

(1) 先物・オプション取引の注文発注時には余力審査が行われますが、当該時点でリアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っている場合、その注文は発注できません。

(2) ロスカット口座を開設いただいた場合でも、相場が急激に変動した場合やロスカット注文の全数量が約定しない場合などには、損失を一定の範囲内に抑えることができないことがあります。その場合、当初設定した金額を超え、差入れている証拠金額を上回る損失が発生するおそれがあります。

(3) ロスカットルールの条件に関する審査は一定時間ごとに行うため、市場の高値圏または安値圏でもロスカット注文が発注される場合があります。

(4) ロスカット注文は、お客様がネットストックを通じて条件を設定し、条件に一致した場合に当社システムから市場に発注します。従って、お客様のパソコン・インターネット通信回線の不具合、取引所、投資情報配信会社におけるシステム障害、および投資情報配信会社と当社受信システムとの間の回線障害を原因としてロスカット注文が正しく執行されない場合があります。システム障害時の対応については、WEBページ記載の「システム障害時の対応」あるいは下記「8. システム障害時の対応」をご参照ください。

(5) オプション取引の建玉を保有している場合は、必要証拠金額が毎営業日変わるため標準ロスカットラインの金額が毎営業日変更となることがあります。新証拠金適用後、標準ロスカットラインが上昇し、ロスカット注文が発注される場合があります。

(6) オプションのプレミアムは原資産に比べ価格の変動が大きく、銘柄毎の固有の値動きも加わり、短時間で価格が急激に変動する場合があります。その場合、ロスカット口座を開設し、ロスカットルールを適用した場合でも、損失を一定の範囲内に抑えることができないことがあります。なお、権利行使価格が原資産価格から乖離している場合も例外ではありません。

(7) 金融商品取引清算機関（以下、清算機関）が定めるSPANパラメーターの変更により、証拠金が増額される場合、新証拠金の適用後、標準ロスカットラインが上昇し、ロスカット注文が発注される場合があります。

(8) 当社独自の規制により、必要証拠金計算時の当社SPAN証拠金額に対する掛目を引上げる場合があります(最大300%まで)、この場合、新証拠金適用後、標準ロスカットラインが上昇し、ロスカット注文が発注される場合があります。

(9) 当社判断により、標準ロスカットラインの最低基準値を設定する場合またはロスカット設定率を変更する場合があります。その場合、標準ロスカットラインが上昇し、ロスカット注文が発注される場合があります。

(10) 取引所および清算機関の規制、または当社独自の規制による先物・オプション取引における証拠金の有価証券による代用の制限が行われた場合、もしくは代用有価証券の掛目の変更が行われた場合、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回り、ロスカット注文が発注される場合があります。

(11) お客様ご自身によりロスカットラインを変更した場合でも、清算機関によるSPANパラメーターの変更等により標準ロスカットラインが上昇した場合、上昇後の標準ロスカットライン、お客様自身による設定金額を比較し、上昇後の標準ロスカットラインの方が大きい金額であった場合、自動的に上昇後の標準ロスカットラインへ変更されます。

(12) 先物およびオプション建玉の状況により、ロスカットラインが0円に設定される場合があります、その状態でロスカット注文が発注された場合には不足金が発生することがあります。

(13) お客様自身が設定するロスカットラインの水準によっては、設定後、ただちにリアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回り、ロスカット注文が発注される場合があります。

(14) 株価指数先物取引の取引が開始される8時45分から、株価指数オプション取引の取引が開始される9時00分まで、ロスカットルールの条件に関する審査は、先物建玉は当日の約定値段で評価される一方、オプション建玉は前営業日に開始された夜間立会最後の約定値段で評価されます。

そのため、先物取引の夜間立会最後の約定値段と当日の約定値段が大きく乖離しても、オプション建玉の評価額は変動しません。このような場合、ロスカットルールが適用される際の基準になったオプション建玉の評価額とオプション建玉のロスカット注文の約定価格が乖離し、ロスカットラインで設定した金額を超え、差入れている証拠金額を上回る損失が発生するおそれがあります。前営業日と当営業日の間に取引所休業日(土、日、祝日など)をはさむ場合などには注意が必要です。

(15) 一度発注されたロスカット注文がすべて約定または失効するまで、当該ロスカット注文の取り消しを除き、他の注文を発注することはできません。また、8時45分から9時00分までの間にオプション建玉のロスカット注文が発注されても、オプション取引が開始される9時00分まで約定しません。

そのため、8時45分から9時00分までの間に先物・オプション建玉のロスカット注文が発注され、先物建玉のロスカット注文が全数量約定しなかった場合、オプション取引が開始されてオプション建玉のロスカット注文が約定または失効するまで、残数量の先物建玉の返済注文は発注できません。

このような場合、9時00分までに残数量の先物建玉の返済注文など別注文を発注するためには、発注済のロスカット注文を取り消す必要があります。なお、ロスカット注文を取り消した後は、ロスカットルールの条件に関する審査が行われるため、証拠金および建玉の状況によってはロスカット注文が再度発注される場合があります。

8. システム障害時の対応

システム障害とは、お客様が当社提供サービスに係るシステムを通じてご注文いただけない状態、お客様から受託したご注文の執行が遅延し、もしくは不能になった状態と当社が判断した場合で、かつ当該システムに明らかな不具合があると当社が判断した場合、また、お客様のパソコン・インターネット通信回線の不具合や取引所等の障害が原因でない場合をいいます。

ロスカットルールに伴う発注は、当社が定める取引時間(※1)中において、市場の価格を受信して、条件に合致した場合に当社システムから行います。当社は、市場の価格を取引所、投資情報配信会社を通して受信しています。

そのため、取引所、投資情報配信会社におけるシステム、および投資情報配信会社と当社受信システムとの間の回線が正常に稼動して価格が配信され、当社システムが条件を審査できることがロスカットルールに伴う発注の前提となります。

取引所、投資情報配信会社におけるシステム障害、および投資情報配信会社と当社受信システムとの間の回線障害(以下、「価格配信の障害」)が確認された場合には、当社はロスカットルールの条件に関する審査を行いません。価格配信の障害が復旧次第、ロスカットルールの条件に関する審査を再開します。

なお、価格配信の障害は当社のシステム障害に該当しないため、障害発生以前に受託していた注文の過誤処理は行いません。あらかじめご了承ください。

当社が定める取引時間(※1)中において、当社システムに不具合が発生し、価格が正常に当社に配信されているもののロスカットルールの条件に関する審査を行うことが出来な

い場合には、障害復旧後の最初のロスカットルールに関する審査により実際にロスカットルールに伴う発注が執行されたお客様を対象として証拠金状況を精査します。当該精査にあたっては、障害復旧後の最初のロスカットルールに関する審査を基準時点とし、10分間隔で遡る方法により行います。

また、上記と同様の状況により、ロスカットルールに関する審査を行うことが出来ない場合において、審査が行われなかったことにより保有建玉がSQ等により決済されるお客様も精査の対象として証拠金状況を確認します。当該精査にあたっては、売買の最終日の引け時点からロスカットルールに関する審査を基準として、10分間隔で遡る方法により行います。

なお、いずれの場合も、精査時のロスカットラインは標準設定に基づき設定されているものとして証拠金を計算します。

※1清算機関によるリスク・パラメーター・ファイルの公表の遅延等の理由により、バッチ処理(一括処理)等のシステムメンテナンスが夜間立会開始時刻に終了しない場合があります。この場合の当社の取引開始時間は、システムメンテナンス終了後の当社が定める時刻からとなり、ロスカットルールの適用も、当該取引開始時間(システムメンテナンス終了後の当社が定める時刻)からとなります。

平成28年7月